

広島市立学校通学区域審議会規則

昭和 40 年 5 月 1 日
教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島市附属機関設置条例(昭和 28 年広島市条例第 35 号)第 3 条の規定に基づき、広島市立学校通学区域審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務、組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定める。

(令 6 教委規則 2・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、小学校及び中学校の通学区域の設定及び改廃に関する事項を審議するものとする。

(昭 59 教委規則 6・令 6 教委規則 2・一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、20 人以内の委員をもつて組織する。

(昭 59 教委規則 13・平 25 教委規則 11・一部改正)

(委員)

第 4 条 委員は、必要の都度、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) PTA 代表
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他各種団体の関係者

2 委員は、その任命又は委嘱に係る第 2 条に規定する事項に関する審議が終了したときは、解任され、又は解嘱されるものとする。

(昭 50 教委規則 12・平 25 教委規則 11・令 6 教委規則 2・一部改正)

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、会の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(昭 59 教委規則 6・令 6 教委規則 2・一部改正)

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(令 6 教委規則 2・一部改正)

(資料提出等の要求)

第 7 条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(令 6 教委規則 2・一部改正)

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、広島市教育委員会事務局総務部学事課において処理する。

(昭 50 教委規則 9・昭 50 教委規則 12・昭 59 教委規則 6・平 10 教委規則 11・平 29 教委規則 5・平 30 教委規則 1・一部改正)

(委任規定)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮つて定める。

(昭 59 教委規則 6・令 6 教委規則 2・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 50 年 7 月 18 日教委規則第 9 号 抄)

この規則は、昭和 50 年 7 月 19 日から施行する。

附 則(昭和 50 年 9 月 22 日教委規則第 12 号)

この規則は、昭和 50 年 10 月 29 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 3 月 31 日教委規則第 6 号)

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年 6 月 27 日教委規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 10 年 3 月 26 日教委規則第 11 号)

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 7 月 23 日教委規則第 11 号)

この規則は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 24 日教委規則第 5 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 28 日教委規則第 1 号 抄)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 26 日教委規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。